

(証券コード 4242)
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日2025年6月3日)

株 主 各 位

富山県高岡市二塚322番地の3

株式
会社 **タカギセイコー**

代表取締役社長 高木 章裕

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第66回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.takagi-seiko.co.jp/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページから4ページのご案内に従って、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 富山県高岡市二塚322番地の3 本社別館2階集会室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第66期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
議 案 剰余金の処分の件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使方法に関するご案内

### ■ 株主総会にご出席される場合



**開催日時** 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）  
なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。

### ■ 書面による議決権行使



**行使期限** 2025年6月24日（火曜日）午後5時00分到着分まで

議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### ■ インターネットによる議決権行使



**行使期限** 2025年6月24日（火曜日）午後5時00分入力完了分まで

議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

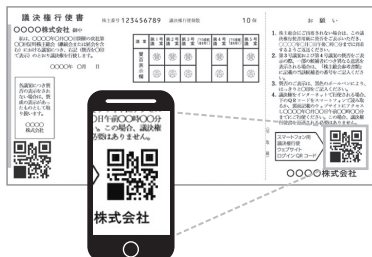
- (1) 行使期限は2025年6月24日（火曜日）午後5時00分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

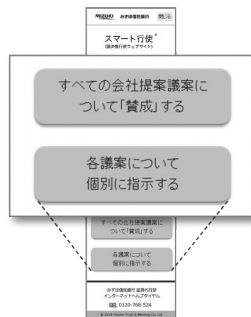
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

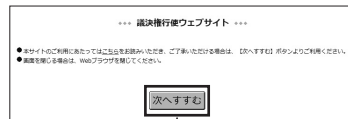
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

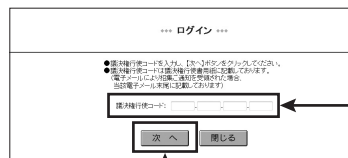
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

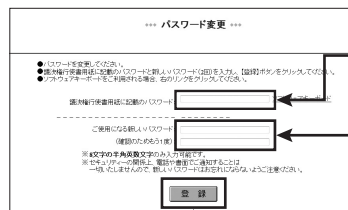
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

# 事業報告

(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の概況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化、雇用・所得環境の改善等により回復基調にある一方で、為替の変動、物価上昇の影響等もあり、依然として先行き不透明な状況が続きました。海外におきましては、中国では、政府の景気対策の効果により一部で持ち直しの動きが見られたものの、不動産不況の長期化や国内需要の鈍化を主因に景気の停滞感が続きました。一方、東南アジアでは、季節要因等による消費の下振れはあったものの、内需や輸出の回復等もあり、全体としては堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは「国内収益基盤の強化」、「海外収益基盤の強化」、「事業運営基盤の強化」の3つの方針を柱とする事業施策を推進し、様々に変化する事業環境の中においても安定して継続的に事業展開できる企業を目指し事業活動を進めてまいりました。

当連結会計年度の売上高は44,293百万円（前期比13.3%減）となりました。損益面では、営業利益は1,163百万円（前期比51.5%減）、経常利益は1,272百万円（前期比47.5%減）となりました。また連結子会社の譲渡にともなう損失の計上等により親会社株主に帰属する当期純損失は2,250百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益1,189百万円）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(日本)

売上高につきましては、車両分野の受注の減少により、22,531百万円（前期比3.3%減）となりました。損益につきましては、減収影響等により、営業利益は412百万円（前期比35.5%減）となりました。

(中国)

売上高につきましては、O A（その他）分野におけるノートパソコン用筐体部品及び車両分野の受注の減少等により、8,907百万円（前期比27.5%減）となりました。損益につきましては、減収影響等により、営業損失は693百万円（前期は営業損失310百万円）となりました。

(東南アジア)

売上高につきましては、車両分野の受注の減少等により、12,854百万円（前期比17.0%減）となりました。損益につきましては、減収影響等により、営業利益は1,441百万円（前期比30.3%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額はリースを含めて1,822百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

なお、設備投資の総額は有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めております。

- ・ 当社     :   射出成形機
- ・ P T   タカギ・サリマルチウタマ   :   射出成形機

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別                                     | 第 63 期<br>(2021.4.1～<br>2022.3.31) | 第 64 期<br>(2022.4.1～<br>2023.3.31) | 第 65 期<br>(2023.4.1～<br>2024.3.31) | 第 66 期<br>(当連結会計年度)<br>(2024.4.1～<br>2025.3.31) |
|-----------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                                   | 47,332                             | 48,162                             | 51,066                             | 44,293                                          |
| 経 常 利 益 (百万円)                                 | 2,671                              | 2,396                              | 2,421                              | 1,272                                           |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る<br>当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円) | 1,006                              | 700                                | 1,189                              | △2,250                                          |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益<br>又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)  | 366.42                             | 253.66                             | 428.74                             | △808.20                                         |
| 総 資 産 (百万円)                                   | 38,343                             | 39,397                             | 39,901                             | 36,674                                          |
| 純 資 産 (百万円)                                   | 14,015                             | 15,578                             | 18,173                             | 15,638                                          |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)                         | 3,551.61                           | 3,964.79                           | 4,745.04                           | 4,095.24                                        |

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                            | 資本金              | 出資比率             | 主要な事業内容             |
|----------------------------------|------------------|------------------|---------------------|
| (株) ト リ ニ テ ィ                    | 100百万円           | 100.0%           | 損害保険代理業、不動産賃貸業      |
| 高木精工（香港）有限公司                     | 2,300万<br>香港ドル   | 100.0%           | OA用プラスチック部品等の販売     |
| 高和精工（上海）有限公司                     | 502.5万<br>米ドル    | 100.0%           | OA用プラスチック部品等の製造販売   |
| 佛 山 市 南 海 華 達<br>高 木 模 具 有 限 公 司 | 858.4万<br>米ドル    | 51.0%            | 各種金型の設計、製造、販売、修理    |
| 高 木 汽 車 部 件<br>(佛 山) 有 限 公 司     | 1,220万<br>米ドル    | 66.0%            | 四輪用プラスチック部品の製造販売    |
| 武漢高木汽車部件有限公司                     | 620万<br>米ドル      | 66.0%<br>(49.5%) | 四輪用プラスチック部品の製造販売    |
| P T タ カ ギ ・<br>サ リ マ ル チ ウ タ マ   | 822万<br>米ドル      | 45.7%            | 二輪、四輪用プラスチック部品の製造販売 |
| タイ タカギセイコー<br>カンパニー・リミテッド        | 12,120万<br>タイバーツ | 49.2%            | 二輪、四輪用プラスチック部品の製造販売 |

(注)「出資比率」欄の（ ）内は内数で間接所有割合であります。

#### **(4) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題**

国内経済の緩やかな成長が期待される一方、原材料価格やエネルギー価格の高騰、急激な為替の変動、物価の上昇等により、先行き不透明な状況が予想されます。

このような状況の中、当社グループは、様々に変化する事業環境の中においても安定して継続的に事業展開できる体制の強化を目指し、「国内収益基盤の強化」、「海外収益基盤の強化」、「事業運営基盤の強化」の3つの方針を柱とする、以下の具体的な施策について取り組んでおります。

##### **① 国内収益基盤の強化**

- ・生産品目の選択と集中
- ・差別化技術の開発
- ・新規分野・お客様の開拓
- ・効率生産体制の確立

##### **② 海外収益基盤の強化**

- ・海外市場の見極めと投資検討
- ・効率生産体制の確立

##### **③ 事業運営基盤の強化**

- ・人材の育成
- ・組織運営体制の更なる強化
- ・財務体質の強化
- ・内部統制システムの充実
- ・環境にやさしい企業活動



## 具体的な取組みの一部

| 方針        | 取組施策                       | 具体的実施事項                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国内収益基盤の強化 | 生産品目の選択と集中<br>効率生産体制の確立    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・増加する大型尿素水タンク、燃料タンク等の受注に対応するため、大型回転成形機を導入中</li> <li>・当社の固有技術・製品の営業を強力に推進するため、専門部署を新設し業務を開始</li> <li>・顧客ニーズを的確に把握し、当社の強み（特徴ある）技術での実現に向け、顧客との技術交流会を積極的に開催</li> <li>・省人化・効率化生産を目的としたロボット、作業者の負担軽減を目的とした各種自動化設備の導入を推進</li> </ul> |
| 海外収益基盤の強化 | 海外市場の見極めと投資検討<br>効率生産体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インドのJRG オートモーティブ インダストリー社との間で合弁会社JRG TS オートテック Pvt. Ltd.を設立</li> <li>・グローバル市場における事業環境の変化を的確に捉え、海外事業の再編を実施</li> </ul>                                                                                                        |
| 事業運営基盤の強化 | 人材の育成                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営幹部候補生研修の実施</li> <li>・中堅、若手社員の経営感覚を身に付けることを目的としたワーキンググループ等での活動を推進</li> </ul>                                                                                                                                               |
|           | 環境にやさしい企業活動                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した設備の導入と射出成形機の計画的更新</li> <li>・氷見工場（富山県）の再エネ100%化、関東工場（群馬県）の実質再エネ100%化の実現</li> </ul>                                                                                                                                    |

### (5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、プラスチック製品及びその製作に使用する金型の製造、販売を行う「成形品事業」ならびに不動産賃貸、損害保険の販売代理、土木建築工事の請負等を行う「その他の事業」を行っております。

| 区 分                   |            | 主 要 製 品 等                                                                                                                                      |
|-----------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成<br>形<br>品<br>事<br>業 | 車 両 分 野    | ・ 四輪車の内外装部品、バッテリー及びパワートレイン関連部品、<br>複合材料を使用した機構部品及び金属による遮音・遮熱部品等<br>・ 二輪車の外装部品及び燃料タンク等<br>・ トラックの空力抵抗抑制部品及び内外装部品等<br>・ 建設機械の燃料タンク、尿素水タンク及び外装部品等 |
|                       | 〇 A（その他）分野 | ・ 炭素繊維複合材を使用したパソコン筐体部品<br>・ プリンター、複写機等の外装部品及び機構部品等<br>・ 医療機器部品等                                                                                |
| そ の 他 の 事 業           |            | ・ 不動産賃貸、損害保険の販売代理、土木建築工事の請負                                                                                                                    |

## (6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

(株)タカギセイコー

本 社 富山県高岡市二塚322番地の3

営業所 東京支店、大阪支店、浜松支店〔静岡県〕、北陸支店〔富山県〕、  
栃木支店、鈴鹿営業所〔三重県〕、熊本営業所

工 場 新湊工場〔富山県〕、金型工場（新湊）〔富山県〕、  
金型工場（氷見）〔富山県〕、氷見工場〔富山県〕、  
福光工場〔富山県〕、高岡工場〔富山県〕、浜松工場〔静岡県〕、  
関東工場〔群馬県〕、東北工場〔福島県〕

(株)トリニティ

本 社 富山県高岡市

高木精工（香港）有限公司

本 社 中国香港新界

高和精工（上海）有限公司

本社・工場 中国上海市

佛山市南海華達高木模具有限公司

本社・工場 中国広東省佛山市

高木汽車部件（佛山）有限公司

本社・工場 中国広東省佛山市

武漢高木汽車部件有限公司

本社・工場 中国湖北省武漢市

P T タカギ・サリマルチウタマ

本社・工場 インドネシア共和国バンテン州タンゲラン県

工 場 インドネシア共和国西ジャワ州ブカシ県

タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド

本社・工場 タイ王国サムットプラーカーン県

(7) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数          | 前連結会計年度末比増減  |
|---------------|--------------|
| 2,340 (889) 名 | △165 (△26) 名 |

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託社員、パートタイマー等は ( ) 内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 区分    | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------|------|--------|-------|--------|
| 男性    | 533名 | △16名   | 45.4歳 | 20.9年  |
| 女性    | 244名 | 1名     | 42.2歳 | 17.5年  |
| 計又は平均 | 777名 | △15名   | 44.4歳 | 19.8年  |

(注) 上記従業員数、平均年齢及び平均勤続年数には、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託）及び出向者人員14名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

| 借入先         | 借入金残高(百万円) |
|-------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行   | 1,880      |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 929        |
| 株式会社北國銀行    | 898        |
| 株式会社北陸銀行    | 831        |
| 株式会社三井住友銀行  | 718        |

(注) 借入額には、各行の海外現地法人等からの借入を含んでおります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,822,472株
- ③ 株主数 1,397名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                   | 持株数（株）  | 持株比率（％） |
|-------------------------|---------|---------|
| 高 木 章 裕                 | 309,256 | 11.1    |
| タカギセイコー従業員持株会           | 138,096 | 5.0     |
| トナミホールディングス株式会社         | 130,000 | 4.7     |
| 株式会社みずほ銀行               | 102,300 | 3.7     |
| 株式会社北國銀行                | 97,600  | 3.5     |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 92,500  | 3.3     |
| T S K 持 株 会             | 87,000  | 3.1     |
| 高 木 弘 美                 | 85,268  | 3.1     |
| 阪 田 和 弘                 | 67,100  | 2.4     |
| 松 木 教 子                 | 61,026  | 2.2     |

（注）持株比率は自己株式（35,279株）を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

| 区分            | 株式数（株） | 交付対象者数（人） |
|---------------|--------|-----------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 5,100  | 5         |

### (2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

| 会社における地位          | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                |
|-------------------|---------|-------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>社長執行役員 | 高 木 章 裕 |                                                             |
| 取 締 役<br>専務執行役員   | 田 口 浩 孝 | 国内成形品事業管掌、開発・技術本部長、佛山市南海華達高木模<br>具有限公司董事長                   |
| 取 締 役<br>常務執行役員   | 仲 安 吉 成 | 海外成形品事業管掌、グローバル企画室長、高木自動車部件（佛<br>山）有限公司董事長、武漢高木自動車部件有限公司董事長 |
| 取 締 役<br>上席執行役員   | 沖 孝 則   | 管理本部長、品質保証担当、高木精工（香港）有限公司董事長、<br>高和精工（上海）有限公司董事長            |
| 取 締 役<br>執行役員     | 笹 倉 康 史 | 国内関連事業管掌、経営管理部長                                             |
| 取 締 役             | 米 田 保 晴 | 高岡信用金庫員外監事                                                  |
| 取 締 役             | 植 田 浩   | 高下謹壹法律事務所弁護士                                                |
| 取 締 役             | 白 木 みどり | 学校法人金沢工業大学教授                                                |
| 常 勤 監 査 役         | 川 開 裕 司 |                                                             |
| 監 査 役             | 森 浩 一   |                                                             |
| 監 査 役             | 鍋 山 徹   | （一財）日本経済研究所コンサルティングフェロー                                     |

- (注) 1. 白木みどり氏は、2024年6月25日開催の第65回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役米田保晴、植田浩、白木みどりの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役森浩一、鍋山徹の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役森浩一氏は、長年にわたる国税行政実務の経験があり、また、監査役鍋山徹氏は、長年にわたる金融機関での実務経験と他社の監査役としての経験があり、両氏ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役米田保晴、植田浩、白木みどり、監査役森浩一、鍋山徹の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## ② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その概要は、企業価値と業績の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保および取締役と株主の皆様との価値共有を進めることに配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。また、決定方針の決定方法は、社外取締役の助言を得て作成された原案について、取締役会において議論を重ね決議しています。

### ロ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の金銭報酬の額につきましては、2007年6月26日開催の第48回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は5名です。

また、これとは別に、2019年6月25日開催の第60回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額60百万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内とした譲渡制限付株式報酬制度の導入について決議いただきました。当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は7名です。

## ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合について、代表取締役社長、社外取締役及び社外監査役の協議により原案を作成し、取締役会にて審議・決定した後、取締役の個人別の報酬額の具体的内容について、取締役会にて報酬の種類別に総額を審議・決定するとともに、取締役会より委任を受けた代表取締役社長高木章裕が、予め決定された報酬の種類別の割合及び総額の範囲内で、個々の取締役の報酬額を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、業績を踏まえた各取締役の賞与の額および譲渡制限付株式の割当数であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責、経営への貢献度の評価を行うのは、代表取締役社長が適任であると判断しているためであります。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容および決定方法が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。



## 二. 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分      | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |        |       | 対象となる<br>役員の員数 (人) |
|-----------|-----------------|------------------|--------|-------|--------------------|
|           |                 | 基本報酬             | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 |                    |
| 取締役       | 174             | 126              | 35     | 12    | 11                 |
| (うち社外取締役) | (13)            | (13)             | —      | —     | (3)                |
| 監査役       | 20              | 20               | —      | —     | 3                  |
| (うち社外監査役) | (8)             | (8)              | —      | —     | (2)                |

- (注) 1. 取締役の報酬等のうち非金銭報酬の全額は、譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役8名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
3. 当事業年度は、取締役（社外取締役を除く）に対し、業績連動報酬として賞与を支給しております。業績連動報酬にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益および（個別）当期純利益であり、2024年3月期の実績はそれぞれ1,189百万円および1,710百万円であります。当該指標を選択した理由は、当該指標が財務基盤の強化に直結するとともに、企業価値の持続的な向上を図る上で重視すべきと判断しているからであります。また、業績連動報酬の額は、当該指標に加え、株主への還元状況および従業員給与・賞与の水準等を総合的に勘案し、決定しております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役 米田保晴氏

高岡信用金庫の員外監事を兼任しておりますが、同金庫と当社との間に取引はございません。

- ・取締役 植田 浩氏

高下謹壹法律事務所の弁護士ですが、同事務所と当社との間に取引はございません。

- ・取締役 白木 みどり氏

学校法人金沢工業大学の教授ですが、同大学と当社との間には取引はございません。

- ・監査役 鍋山 徹氏

（一財）日本経済研究所のコンサルティングフェローですが、（一財）日本経済研究所と当社との間に取引はございません。

## ロ. 社外役員の主な活動状況

| 区 分            | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                                                          |
|----------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役          | 米 田 保 晴 | 当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、金融機関における長年の経験と法律に関する高度な専門的知識に基づき、社外取締役としての独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性の確保に資する助言・提言を行っております。                                                                   |
| 社外取締役          | 植 田 浩   | 当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に関する高度な専門的知見に基づき、社外取締役としての独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性の確保に資する助言・提言を行っております。                                                                |
| 社外取締役          | 白 木 みどり | 2024年6月の社外取締役就任後、開催の取締役会14回中13回に出席し、大学教授としての豊富なキャリアと労務・人財開発に関する高度な専門的知見に基づき、社外取締役としての独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性の確保に資する助言・提言を行っております。                                             |
| 社外監査役<br>(非常勤) | 森 浩 一   | 当期開催の取締役会17回、監査役会12回すべてに出席し、長年にわたる税務関係の豊富な経験と専門的な見識に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行うとともに、他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務の執行を監査しております。                                               |
| 社外監査役<br>(非常勤) | 鍋 山 徹   | 当期開催の取締役会17回中16回、監査役会12回中11回に出席し、長年にわたる政府系金融機関での豊富な経験と、地域経済・産業研究の第一人者としての実績を背景とした企業経営全般に関わる充実した知見に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行うとともに、他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務の執行を監査しております。 |

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 36百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な子会社（「1. 企業集団の現況（3）重要な子会社の状況」欄に記載しております。）のうち、在外子会社は、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人による計算関係書類の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬4百万円を支払っております。

#### ③ 会計監査人の報酬等における監査役会の同意

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画における人員体制や日数等に係る監査内容と工数の妥当性、監査品質と効率性を兼備した監査遂行における相当性、及び前年度監査実績の検証と評価等を踏まえ、報酬の前提となる見積り内容の精査結果をもって報酬等の額について同意しております。

#### ④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

#### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合による場合のほか、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び社会的規範を逸脱した行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、これを妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の議案内容とすることを決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

このほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合は、監査役会は、同条第2項ないし第4項の定めに従い、監査役全員の同意による解任及び報告を行います。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                |               |
|------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>20,709</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>15,496</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 5,570         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金      | 3,278         |
| 受 取 手 形                | 26            | 電 子 記 録 債 務 金          | 2,572         |
| 売 掛 金                  | 8,445         | 短 期 借 入 金              | 3,953         |
| 電 子 記 録 債 権            | 1,184         | 1年以内返済予定の長期借入金         | 1,138         |
| 棚 卸 資 産                | 3,899         | リ ー ス 債 務 金            | 59            |
| 未 収 入 金                | 461           | 未 払 金                  | 942           |
| そ の 他                  | 1,121         | 未 払 法 人 税 等            | 115           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>15,965</b> | 契 約 負 債                | 886           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>13,625</b> | 役 員 賞 与 引 当 金          | 26            |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 3,099         | 賞 与 引 当 金              | 548           |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 3,447         | 関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金  | 856           |
| 土 地                    | 6,093         | そ の 他                  | 1,116         |
| リ ー ス 資 産              | 63            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>5,538</b>  |
| 建 設 仮 勘 定              | 268           | 長 期 借 入 金              | 2,278         |
| そ の 他                  | 653           | リ ー ス 債 務 金            | 41            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>139</b>    | 繰 延 税 金 負 債            | 589           |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 118           | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金      | 10            |
| そ の 他                  | 20            | 退 職 給 付 に 係 る 負 債      | 2,536         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,200</b>  | そ の 他                  | 81            |
| 投 資 有 価 証 券            | 1,479         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>21,035</b> |
| 出 資 金                  | 58            | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 8             | 株 主 資 本                | 8,762         |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 138           | 資 本 本 金                | 2,163         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 94            | 資 本 剰 余 金              | 1,888         |
| そ の 他                  | 750           | 利 益 剰 余 金              | 4,756         |
| 貸 倒 引 当 金              | △329          | 自 己 株 式                | △46           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>36,674</b> | その他の包括利益累計額            | 2,651         |
|                        |               | その他有価証券評価差額金           | 317           |
|                        |               | 為替換算調整勘定               | 1,753         |
|                        |               | 退職給付に係る調整累計額           | 580           |
|                        |               | 非支配株主持分                | 4,224         |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>15,638</b> |
|                        |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>36,674</b> |

# 連結損益計算書

(自 2024年 4 月 1 日)  
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             |       | 金 額 |        |
|-----------------|-------|-----|--------|
| 売上高             |       |     | 44,293 |
| 売上原価            |       |     | 37,564 |
| 売上総利益           |       |     | 6,728  |
| 販売費及び一般管理費      |       |     | 5,564  |
| 営業利益            |       |     | 1,163  |
| 営業外収益           |       |     |        |
| 受取利息            | 102   |     |        |
| 受取配当金           | 37    |     |        |
| 受取売却収入          | 86    |     |        |
| 受取補助金           | 125   |     |        |
| 受取その他           | 58    |     | 410    |
| 営業外費用           |       |     |        |
| 支持法に よる 投資損失    | 136   |     |        |
| 支持法に 替 換 の 差    | 93    |     |        |
| 支持法に 替 換 の 差    | 20    |     |        |
| 支持法に 替 換 の 差    | 51    |     | 301    |
| 経常利益            |       |     | 1,272  |
| 特別利益            |       |     |        |
| 固定資産売却益         | 19    |     |        |
| 投資有価証券売却益       | 14    |     |        |
| 投資有価証券売却益       | 1     |     | 35     |
| 特別損失            |       |     |        |
| 固定資産売却損失        | 7     |     |        |
| 固定資産売却損失        | 100   |     |        |
| 関係会社整理損失        | 3,379 |     |        |
| 関係会社整理損失        | 22    |     | 3,510  |
| 税金等調整前当期純損失     |       |     | 2,202  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 467   |     |        |
| 法人税等調整額         | 132   |     | 599    |
| 当期純損失           |       |     | 2,802  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |       |     | 552    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |       |     | 2,250  |

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部                 |               |
|--------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>9,548</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>8,607</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 299           | 支 払 手 形                 | 64            |
| 受 取 手 形            | 26            | 買 掛 金                   | 948           |
| 売 掛 金              | 4,636         | 電 子 記 録 債 務             | 2,561         |
| 電 子 記 録 債 権        | 1,181         | 短 期 借 入 金               | 1,350         |
| 棚 卸 資 産            | 2,285         | 1年内返済予定の長期借入金           | 1,075         |
| 未 収 入 金            | 988           | リ ー ス 債 務               | 32            |
| そ の 他              | 130           | 未 払 金                   | 597           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>10,970</b> | 未 払 法 人 税 等             | 51            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>7,054</b>  | 未 払 消 費 税 等             | 124           |
| 建 物                | 1,711         | 契 約 負 債                 | 28            |
| 構 築 物              | 124           | 役 員 賞 与 引 当 金           | 26            |
| 機 械 及 び 装 置        | 1,172         | 賞 与 引 当 金               | 485           |
| 車 両 運 搬 具          | 4             | 関係会社整理損失引当金             | 951           |
| 工具、器具及び備品          | 161           | そ の 他                   | 309           |
| 土 地                | 3,732         | <b>固 定 負 債</b>          | <b>5,045</b>  |
| リ ー ス 資 産          | 38            | 長 期 借 入 金               | 2,009         |
| 建 設 仮 勘 定          | 110           | リ ー ス 債 務               | 23            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>92</b>     | 退 職 給 付 引 当 金           | 2,965         |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 62            | 資 産 除 去 債 務             | 11            |
| そ の 他              | 29            | 長 期 未 払 金               | 35            |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>3,823</b>  | <b>負 債 合 計</b>          | <b>13,652</b> |
| 投 資 有 価 証 券        | 1,338         | <b>純 資 産 の 部</b>        |               |
| 関 係 会 社 株 式        | 1,304         | 株 主 資 本                 | 6,554         |
| 関 係 会 社 出 資 金      | 1,046         | 資 本 金                   | 2,163         |
| 破 産 更 生 債 権 等      | 8             | 資 本 剰 余 金               | 1,855         |
| 繰 延 税 金 資 産        | 88            | 資 本 準 備 金               | 1,850         |
| そ の 他              | 367           | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 5             |
| 貸 倒 引 当 金          | △329          | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>2,580</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>20,519</b> | 利 益 準 備 金               | 178           |
|                    |               | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,402         |
|                    |               | 特 別 償 却 準 備 金           | 8             |
|                    |               | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,393         |
|                    |               | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△46</b>    |
|                    |               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 312           |
|                    |               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 312           |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>6,866</b>  |
|                    |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>20,519</b> |

# 損 益 計 算 書

(自 2024年 4 月 1 日)  
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額   |        |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高                 |       | 22,549 |
| 売 上 原 価               |       | 19,309 |
| 売 上 総 利 益             |       | 3,239  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 2,863  |
| 営 業 利 益               |       | 375    |
| 営 業 外 収 益             |       |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 673   |        |
| そ の 他                 | 177   | 851    |
| 営 業 外 費 用             |       |        |
| 支 払 利 息               | 32    |        |
| 為 替 差 損               | 27    |        |
| 不 動 産 賃 貸 費 用         | 4     |        |
| そ の 他                 | 5     | 69     |
| 経 常 利 益               |       | 1,157  |
| 特 別 利 益               |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 6     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 14    |        |
| そ の 他                 | 1     | 22     |
| 特 別 損 失               |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 3     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 20    |        |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損   | 90    |        |
| 関 係 会 社 整 理 損 失       | 1,912 | 2,026  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |       | 846    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 151   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 58    | 209    |
| 当 期 純 損 失             |       | 1,056  |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社タカギセイコー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 西田 直弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 渉 孝良  |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカギセイコーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカギセイコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社タカギセイコー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

西田 直弘

公認会計士

渉 孝良

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカギセイコーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関しまして、各監査役が作成した監査報告書に基づく審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に準拠し、監査の方針や監査計画等に従って、取締役、監査室その他の関係部署とも意思疎通を図り、情報の収集と監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会をはじめ、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務執行が、法令や定款に適合することを確保するための体制及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める業務の適正を確保するための体制としての内部統制システムの構築に関する取締役会決議の内容と、当該決議に基づく体制整備とその運用状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 子会社に関しましては、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告及び業務の適正を確保するための体制等についての報告を受けました。
  - ④ また、会計監査人に関しましては、その独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを確認検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告と、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)の整備に関して、「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って実施している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につきましても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

|             |           |
|-------------|-----------|
| 株式会社タカギセイコー | 監査役会      |
| 常勤監査役       | 川 開 裕 司 ㊞ |
| 社外監査役       | 森 浩 一 ㊞   |
| 社外監査役       | 鍋 山 徹 ㊞   |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 議 案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を高めながら株主の皆様利益還元を図ることを経営の重要課題のひとつと考えており、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、当期の業績、当社を取り巻く経営環境、今後の企業価値向上に資する事業展開に備えた投資などを総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき 金20円

総額 55,743,860円

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月26日

以 上

会 場 本社別館 2 階集会室  
〒933-8628 富山県高岡市二塚322番地の3  
TEL 0766-24-5522

下車駅 北陸新幹線またはＪＲ城端線：新高岡駅  
\*新高岡駅より会場までは車で約５分